

「キャッシュレス決済ポイント還元事業」の実施について

- 実施期間

- ①令和5年8月1日（火）～31日（木）

- ②令和5年10月1日（日）～31日（火）

- ③令和5年11月1日（水）～30日（木）

- ※②及び③の実施期間については変更の可能性があります。

- 事業概要

- 市内の対象店舗においてキャッシュレス決済サービスを使用して支払いを行うと、決済金額に応じて最大20%ポイントの付与が受けられる事業を実施

- 予算額

- 7億円（国費を活用した専決処分4.6億円及び予備費充用2.4億円）

- 付与割合

- 決済金額の最大20%

- ※付与額には上限があります。

- 対象店舗

- とよた元気プロジェクト実行委員会及びキャッシュレス決済事業者が指定する市内の中小規模の店舗（飲食業、小売業を想定）

- 事業実施団体

- とよた元気プロジェクト実行委員会

- （構成団体：豊田市、豊田商工会議所、（一社）豊田青年会議所（ほか）

- その他

- 対象となる決済サービス、付与上限額、支払方法などの詳細については、各実施期間が始まる約1か月前に公表予定